

## 1. 令和5年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年2月24日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 令和5年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程5 議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））
- 日程6 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程8 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程9 議案第6号 郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程17 議案第14号 郡上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程 22 議案第 19 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 23 議案第 20 号 令和 4 年度郡上市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程 24 議案第 21 号 令和 4 年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 25 議案第 22 号 令和 4 年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 26 議案第 23 号 令和 4 年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 27 議案第 24 号 令和 4 年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 28 議案第 25 号 令和 4 年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 29 議案第 26 号 令和 4 年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 30 議案第 27 号 令和 4 年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 31 議案第 28 号 令和 4 年度郡上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 32 議案第 29 号 令和 4 年度郡上市病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 33 議案第 30 号 令和 5 年度郡上市一般会計予算について
- 日程 34 議案第 31 号 令和 5 年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程 35 議案第 32 号 令和 5 年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程 36 議案第 33 号 令和 5 年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程 37 議案第 34 号 令和 5 年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程 38 議案第 35 号 令和 5 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程 39 議案第 36 号 令和 5 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程 40 議案第 37 号 令和 5 年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 41 議案第 38 号 令和 5 年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程 42 議案第 39 号 令和 5 年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程 43 議案第 40 号 令和 5 年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程 44 議案第 41 号 令和 5 年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程 45 議案第 42 号 令和 5 年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程 46 議案第 43 号 令和 5 年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程 47 議案第 44 号 令和 5 年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程 48 議案第 45 号 令和 5 年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程 49 議案第 46 号 令和 5 年度郡上市明宝財産区特別会計予算について

- 日程 50 議案第 47 号 令和 5 年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程 51 議案第 48 号 令和 5 年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程 52 議案第 49 号 令和 5 年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程 53 議案第 50 号 令和 5 年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程 54 議案第 51 号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程 55 議案第 52 号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設ほか 2 施設）
- 日程 56 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程 57 議報告第 1 号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程 58 議報告第 2 号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程 59 議報告第 3 号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	17 番	清 水 敏 夫
18 番	美谷添 生		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

16 番	渡 辺 友 三
------	---------

## 5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司

健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	山田浩幸	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

#### 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島栄志		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和5年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は16番 渡辺友三議員であります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたのでお願いいたします。

なお、本日、市の広報掲載のため写真撮影を許可していますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 田中義久議員、5番 蓑島もとみ議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る2月20日の議会運営委員会において御協議を頂いております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月24日から3月24日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月24日から3月24日までの29日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

---

### ◎令和5年度施政方針について

○議長（田代はつ江） 日程3、令和5年度施政方針についてを議題とします。

市長、お願いいたします。日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

本日、令和5年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、市政運営の基本方針について申し上げます。

昨年2月、ちょうど1年前の今日始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国際平和に深刻な打撃・衝撃をもたらしただけでなく、物価やエネルギー価格の高騰を引き起こすなど、世界情勢の混乱を招いており、市民生活や地域経済に今なお大きな影響を及ぼしております。

このため、政府においては燃料や電気などの価格の激変緩和対策を講じておりますが、市でも独自の物価高騰対策として水道料金の無料化、これは一定期間におきます基本料金の免除という形で実施しているものでございますが、そうしたものや、特に影響が大きい事業者の皆様方の事業継続を下支えするため、電気やガス、石油燃料など高騰するエネルギー価格に対する支援を実施してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症については、岐阜県医療逼迫防止対策強化宣言が2月5日をもって1週間前倒しで終了となるなど、現在、第8波が収束に向かいつつあり、5月8日からは、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づけることが決定されております。

このため、感染防止対策を講じつつも、5類への変更に伴う対応について、今後出される政府の方針等を見ながら適切に対処したいと考えます。

こうした対策をはじめ、新年度において特に重点的に行う取組として、次の5つの重点を掲げます。

まず1つ目は、合併・市制施行20周年記念を迎えるに当たっての対応です。

本市は、令和6年3月1日に、合併20年を迎えます。

振り返ってみますと、私が市長に就任した平成20年は、合併5年目を迎えた新生郡上市の言わば第二ステージの始まる年でもありました。人間でいえば、体と心が発達し、社会性が芽生える保育園や幼稚園の園児の頃であり、当時、市民・市議会・市職員との3つの対話と協働を重視して市政を推進することを市民の皆様にお約束し、これまで都市自治体としての一步一步を刻んでまいりました。それ以来15年、間もなく19歳となり、民法改正により、既に大人として歩み出している年齢であります。

しかしながら、本市においては、人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷をはじめとして、解決すべき課題が多くあることから、満20年を節目として、これまでの市政の検証を行いつつ、将来

に向けての持続可能なまちづくりの取組を市民協働で進めてまいりたいと存じます。

なお、昨年 11 月には郡上おどりと寒水の掛踊を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録され、本市の地域文化資源が世界に認められたことは大変喜ばしいこととあります。合併 20 年と併せ、この機を捉えて本市の魅力を最大限活用する取組も進めてまいります。

2つ目は、人口減少克服・地方創生です。

日本全体の人口減少が急速に進みつつある中、本市も例外ではなく、市全域が過疎地域に指定されるなど人口減少が続いていることから、これまでもできる限りその影響を押さえるべく子育て対策、移住定住対策をはじめ、様々な人口減少対策を行ってまいりましたが、特に昨今の世界的な社会情勢の変化は、さらに人口減少が進む要因として懸念されます。

このため、引き続き子育てや移住定住の対策を推進するとともに、小さな拠点とネットワークの構築や地域の活性化に向けた取組を推進するなど、住みやすい環境づくりに努めてまいります。

3つ目は、観光立市郡上の推進です。

新年度においては、新型コロナウイルス感染症の5類への変更に伴い、観光需要の回復が見込まれることから、郡上市観光連盟や関係する事業者の皆様と連携し、アフターコロナを見据えた通年・周遊・体験型プログラムの充実を図るなど、持続可能な観光地域づくりを推進するほか、地域経済の循環に資する郡上ふるさとコインの積極的な活用を図ってまいります。

4つ目は、持続可能な地域産業の振興です。

市内の雇用の場の確保を図るため、以前より検討を進めておりました美並町の大矢元工業団地の整備については、令和7年度の完成を目指し、新年度より本格的な整備に着手いたします。

今後、積極的な企業誘致に努めるほか、市内事業者等の皆様が抱える人材や後継者の不足といった課題の解決に向け、スマート農林業など業務の省力化に向けたDXの推進にも取り組んでまいります。

5つ目は、脱炭素社会郡上の実現です。

今年度、総合的な気候変動対策として市民の皆様とともに策定作業を進めております地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、令和12（2030）年度のCO<sub>2</sub>削減目標を平成25年度と比べて46%削減——これは国の目標と同水準ではありますが——とすることを目指しております。今後、SDGsの推進と併せて、市民、事業者、行政等が一丸となって温室効果ガスの削減に向けた取組に加え、再生可能エネルギーの導入などを促進してまいります。

なお、これらの具体的な取組については、後ほど分野別の主要施策の中でも申してまいります。

こうした背景や考え方を基に、令和5年度の当初予算案を編成いたしました。その結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費の普通建設事業では、令和6年4月の開校に向けた大和小学校の普通教室棟の建設、管理・特別教室棟の大規模改修等に伴う小学校統合整備事業、それから、同

敷地内に放課後児童クラブ棟の建設を行う放課後児童クラブ整備事業、また、美並振興事務所機能のさつき苑への移転及び併設するデイサービスセンター・保健センターの大規模改修を実施する庁舎等整備事業及び老人福祉施設整備事業等により、前年度対比 27.3%、11 億 1,806 万円増の 52 億 624 万円を計上いたしました。

災害復旧事業費については、市道鍛冶屋洞線の地滑り災害復旧の進捗等に伴い 37.5%、1 億 6,200 万円減となる 2 億 7,040 万円を計上いたしました。

義務的経費の人件費については、令和 4 年の人事院勧告に鑑みた一般職に係る給与改定に伴い、0.8%、3,537 万円増の 46 億 7,224 万円、扶助費は 3,006 万円減の 29 億 5,294 万円、公債費は 1.6%、5,769 万円減の 35 億 4,987 万円となりました。

その他の経費の中で、物件費は、エネルギー価格の高騰を受け、施設の維持管理に係る電気料、燃料費等が一般会計全体で 3 億 3,178 万円増となっていることなどにより 8.3%、3 億 6,177 万円増の 47 億 3,433 万円、補助金等は 0.5%、1,816 万円減の 37 億 8,777 万円、他会計への繰出金は 0.3%、603 万円減の 20 億 7,301 万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち市税では、新型コロナウイルス感染症により停滞してきた経済活動が緩やかに回復することが見込まれることから、個人市民税の税収増や新增築家屋及び設備投資に係る償却資産の増などによる固定資産税の増額分を勘案し、市税全体では前年度と比べ 1.3%、6,099 万円の増額となる 48 億 9,332 万円を計上いたしました。

地方交付税については、国において地方交付税総額——これは出口ベースであります——を前年度対比で 1.7%、3,073 億円増額し、18 兆 3,611 億円とすると計画されております。したがって、普通交付税については、合併特例債、過疎対策事業債等の公債費、すなわち元利償還費の需要額算入減少の要因もありますが、国の臨時財政対策債総枠の大幅な減少と地方交付税総額の増額分を考慮したことにより、前年度と同等の 109 億円を計上いたしました。

また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して、前年度比 2.6%、2,000 万円増の 8 億円を計上し、地方交付税全体としては 0.2%、2,000 万円増の 117 億円といたしました。

次に、市債におきましては、通常債で 26 億 4,240 万円を計上いたしました。昨年 4 月に郡上市全域が過疎地域に指定されたことを受け、積極的な活用を図ることとして、過疎対策事業債を大幅に増額したことなどにより、令和 4 年度予算と比較いたしますと、通常債ですが、9 億 7,080 万円増額となりました。

臨時財政対策債は、国の総枠の大幅な減少に伴い 58.4%、1 億 4,600 万円減の 1 億 400 万円を計上し、市債全体では 42.9%、8 億 2,480 万円増の 27 億 4,640 万円を計上いたしました。

以上の結果、令和 5 年度当初予算の一般会計の予算規模としては、歳入歳出それぞれ 286 億 2,300 万円で、前年度当初予算と比較して 4.7%、12 億 9,500 万円の増となっております。



なお、地域振興事業、郡上八幡町屋敷越前屋活用事業、産業支援センター活動経費等の財源に充てるために、地域振興基金から1億5,000万円、ケーブルテレビ伝送路更新費の償還財源に充てるためケーブルテレビ事業整備基金から9,381万円、森林経営管理事業、小学校統合整備事業の木質化に係る財源として森づくり振興基金から5,000万円などを繰り入れることとし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために5億5,000万円を繰り入れることにより、予算を編成したことを申し添えます。

また、財政調整基金については、令和4年度最終の専決補正予算において、歳入歳出の決算見込み、新型コロナのコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財源調整等を勘案しながら、令和4年度の取崩しを可能な限り減額し、基金残高の確保に努めたいと考えております。

このような方針に基づき編成した令和5年度当初予算の規模は、一般会計、ただいま先ほど申し上げましたが、286億2,300万円、4.7%、12億9,500万円の増。それから特別会計については、113億9,094万円、2.0%、2億2,358万円の増、企業会計、118億59万円、0.3%、3,288万円の減、合計で518億1,453万円、3.0%、14億8,571万円の増となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画の柱立てに沿って、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明申し上げます。

まず最初に、1つ目の柱である産業・雇用についてであります。

本市の基幹産業である農業においては、高齢化や農家の減少、鳥獣被害に加え、肥料、資材、燃料の高騰などにより厳しい状況にあることから、中山間地域の特性を活かした多様な取り組みを進め、持続可能な農業・農村を目指します。特に、地産地消を促進するため、市内農産物の流通と利用促進を図るとともに、郡上の大地を味わう日を継続して実施し、学校給食における市内農水産物や特産品の利用拡大に取り組みます。

また、産地の維持・発展のため、新たに持続可能な農業経営の体制づくりを積極的に進める団体に対する補助制度を創設し、振興作物の産地維持を側面から支援するほか、基幹農業施設の整備についても引き続き支援を行います。さらに、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を作成しつつ、集落営農組織の設立や農地集積を図るとともに、新規農業者・農業後継者・女性の農業参画を支援し、地域課題の解消に努めます。

鳥獣被害防止対策では、有害鳥獣捕獲の強化や恒久柵の設置、狩猟免許の取得などへの助成を行うとともに、再造林地が増えているため、新植苗の食害による林業被害対策を講じるものに対して新たな助成を加え、引き続き住民主体の捕獲、防除活動を推進してまいります。

森林・林業については、森林環境譲与税及び森林経営管理制度を活用し、森林整備の推進や境界明確化、人材育成・木育などを推進いたします。また、林業従事者の安全対策として、安全装備品などの導入支援のほか、林業団体が自ら開催する労働安全衛生対策研修への支援を新たに実施いた

します。災害防止を目的とした生活保全林整備など、多様な取組も加速させ、森林の公益的機能向上と地域住民の安全・安心の確保に努めます。

また、5年間にわたって林野庁のモデル地域選定を受けて行ってきた、郡上地域林業成長産業化モデル事業のさらなる充実に向け、郡上森林マネジメント協議会が行うICT技術を活用したスマート林業の一例である森林マネジメント支援システムの導入を支援し、効率的で高精度な森林経営計画等を作成する実証事業を行います。

木材の生産・流通・消費構造の効率化による林業の成長産業化に取り組み、脱炭素社会郡上の実現に向け、再造林や保育の推進、木材利用の拡大を図ります。

また、農業・林業の振興を図るため、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を進めるとともに、林道網の計画的な整備・点検結果を踏まえた林道橋及びトンネルの修繕工事の実施、治山対策事業による産地荒廃防止対策など、安定した森林づくりのための基盤整備事業を推進いたします。

畜産振興については、畜産公共事業を推進し、持続可能な畜産経営に必要な生産基盤の強化を図ります。酪農では、優良な乳牛の確保、和牛については、飛騨牛生産に必要な繁殖牛の確保と、肥育技術の指導と支援を行うほか、家畜伝染病の侵入を防ぐための防疫体制の強化に努めます。また、令和9年に開催予定の第13回全国和牛能力共進会に向けた、候補牛の生産と飼育管理の指導に努めます。

続いて、商工振興及び雇用対策については、市内企業の景況調査等によれば、人口減少、少子高齢化に伴う人手不足、人材不足が顕著となっております。このような現状に対し、雇用拡大を図っていくため、市内には多種多様で希望を持って働くことができる企業が多く存在することを市内外の学生、保護者に対し積極的な情報発信を行ってまいります。

雇用維持の面では、より魅力ある企業となるよう、企業の働き方改革への支援を進めるとともに、新たな雇用の場を創出するため、美並町の大矢元工業団地の整備を推進します。また、コロナ禍の下での新たな生活様式への変化などにより、小規模事業者においても事業継続の効率化、デジタル化が求められていることから、市独自の決済システムである郡上ふるさとコインの利用増加を図ることで、業務の効率化や市内経済効果の拡大を目指します。また、商工会や産業支援センターへの事業費の支援や負担を行うとともに、相談窓口の充実を図り、販路拡大などの事業者の様々な相談に対応します。

観光振興については、新型コロナの5類移行後の今年の夏こそは、郡上の踊りが通常開催できるよう調整を進めるとともに、風流踊のユネスコ無形文化遺産登録を契機とする情報発信に取り組み、さらには踊りの保存継承に向けた保存活用計画の策定を行います。踊りに対する市民の皆様の関心と機運が一層高まるための各講習会を強化するなど、日本一のおどりのまち郡上の確立を目指します。

また、郡上八幡城が再建 90 周年を迎えるに当たり、記念事業を実施いたします。

観光立市郡上の実現に向けては、郡上市観光連盟が運営するホームページ、T A B I T A B I 郡上を有効に活用し、多様なデータ収集とその分析結果に基づく官民協働による観光地域づくりに引き続き取り組みます。特に、SDG s に対応したサイクリング周遊商品の造成を支援するなど、多様なアウトドア体験ができる自然環境や奥深い歴史文化などを活かした郡上独自の滞在型観光を創出します。さらには、外国人の新規入国制限の緩和に対応し、国際競争力の高いリゾートづくりを実現するため、豪州——オーストラリア——への誘客活動を実施いたします。

以上、産業・雇用の施策に 25 億 328 万円、内訳は一般会計 24 億 4,268 万円、特別会計 6,060 万円を計上いたしました。

次に、2 つ目の柱である環境・防災・社会基盤についてであります。

脱炭素社会郡上の実現を目指し、郡上市地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき、省エネにつながる情報発信を積極的に行うほか、一般住宅での自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の整備を促進いたします。また、市内における再生可能エネルギー発電設備の整備が計画的に進められるよう、（仮称）郡上市再生可能エネルギー基本計画を策定いたします。

不法投機の防止やごみの削減に対する対策として、令和 4 年 12 月議会で表明いたしました郡上市プラスチックごみゼロ宣言や、令和 4 年度に策定した郡上市食品ロス削減推進計画に基づく取組を実施してまいります。清流長良川をはじめ、源流域に位置する郡上市の責務として、河川・海洋におけるプラスチック汚染問題に率先して取り組んでまいります。関係機関や関係団体と連携を密にし、市内一斉清掃、現状把握のための長良川での河川ごみ調査、環境教育のための小中学校での出前講座などを実施いたします。また、生ごみの削減を図る取組として、郡上もったいないプロジェクト G u m o t t a や家庭でのダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化の普及啓発に努めます。

廃棄物処理事業については、施設運営の適正管理及びコスト削減に努め、安全で効率的な廃棄物の処理を実施するとともに、郡上クリーンセンターの更新に係る計画策定などを進めてまいります。

水道事業については、老朽管路の更新・耐震化事業を推進し、効率的で安定的な供給が可能となる運営体制の整備を進めます。また、下水道事業については、下水道施設超寿命化事業や下水道処理施設の統廃合による事業のスリム化を推進し、効率的な運営体制の確立と経営の健全化を目指します。

次に、消防防災についてであります。常備消防では、危険物施設火災に対応できる水槽付消防ポンプ自動車及び水槽車の可搬ポンプの更新を行うなど、消防力の充実・強化に努めます。また、現在運用中の病院案内サービスから、救急相談及び病院案内など、市民の皆様に安心・安全情報が提供できる救急安心センター事業、#7119 によるサービスに移行し、その運用を開始してまいりま

す。非常備消防では、消防団員の年報酬を改め処遇改善を進めるとともに、出動体制を確保するため、消防団組織の再編を進めます。

なお、再編に伴い、余剰が見込まれる消防団車両や小型動力ポンプについては、更新計画を延伸し、適期を見極めながらの更新を進めてまいります。

災害対策においては、備蓄食料の食物アレルギー28品目対応品への更新を計画的に進めます。

次に、交通安全対策では、見通しが悪い箇所へのカーブミラー設置、交通安全協会、道路管理者、警察及び鉄道と連携・協力した安全対策・啓発などを通じ、交通事故のない地域を目指します。

次に、社会基盤の整備については、国・県事業である国道156号郡上大橋掛け替えや、為真、大島歩道の整備促進、濃飛横断自動車道八幡一和良間の早期事業化などを関係機関へ強く働きかけるとともに、市事業では有利な補助金並びに起債について検討・活用しながら道路新設や改良事業を推進します。また、長大な延長を有する市道には、経年による道路の損傷等も増加傾向にあるため、これらの適正な管理に努めるなど、道路ネットワークの強化や安全・安心な道路交通の確保に向けた取組を進めます。加えて、国から改良すべき踏切道として指定を受けた大和町万場地内の第5下万場踏切道については、本年度より第1種化に向け取り組んでまいります。

さらに、河川改良事業や傾斜地崩壊対策事業など、予防保全型の事業や災害復旧事業を進めることにより、山腹崩壊や河川護岸の損傷を防ぎ、市民生活の安全確保に努めます。

住環境整備については、防災対策として木造住宅をはじめとした建築物の耐震化やブロック塀等の撤去費に対する助成を行い、安心・安全な住環境の形成に努めるほか、家屋の適正な管理に関する啓発活動や利活用に関する助成により空き家の発生抑制に努めるとともに、特定空家の解体撤去費に対する助成を行うなど、空き家対策を推進します。さらに、八幡市街地における歴史的建造物の修理・修景や道路舗装の美装化を行い、景観に配慮した安全で快適なまちづくりを推進いたします。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき大規模改修を行うとともに、適正な維持管理に努め、良好な住宅環境を提供いたします。

次に、公共交通については、令和5年3月に策定予定の郡上市地域公共交通計画に基づき、バス路線の見直しの検討など、市民の皆様の足の確保に努めます。また、厳しい経営状況が続く長良川鉄道については、将来の在り方について沿線自治体と引き続き検討を進めます。

ケーブルテレビ事業については、ICT活用やDX、すなわちデジタルトランスフォーメーション推進における重要なインフラとして、適正な維持管理と安定的なサービスの提供に努めます。また、デジタル技術を効果的に活用して地域課題の解決を図るため、新年度において全庁的、横断的にDXを推進していくための最高情報責任者、CIOである副市長のマネジメントを専門的見地から補佐するDX推進アドバイザーを新たに外部に委託し、具体的施策の立案や推進体制の構築、デ

デジタル人材の確保・育成などに取り組みます。

以上、環境・防災・社会基盤の施策に37億5,046万円、その内訳は、一般会計30億8,886万円、特別会計56万円、企業会計6億6,104万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱である健康・福祉についてであります。

結婚支援については、日常の相談対応が岐阜県のマッチングシステムの利用が多くなっている現状を踏まえ、一部相談業務の外部委託など、相談体制の見直しを図ります。また、住宅の賃借費用や引越費用などを経済的に支援する結婚新生活支援事業を引き続き実施いたします。

子ども・子育て支援については、子育て世代包括支援センターを中心に、支援の充実を図り、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めます。また、子育て中の親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設けるとともに、共働き家庭のニーズに対応できる環境の充実に努めます。子育て世代への経済的支援策として、がんばれ子育て応援事業を継続するとともに、妊娠届出時や妊娠中・出産後の面接やアンケートにより必要な支援につなぐ伴走型支援と、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円を支給する経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金事業を新たに実施いたします。

社会福祉については、複雑・複合化した生活課題に対応する包括的な相談支援体制の構築に向け、新年度において重層的支援体制整備移行準備事業を実施し、重層的支援体制の早期導入を図るほか、生活に困窮される方に対する適切な支援を引き続き行ってまいります。

障害福祉については、各種障害福祉サービスによる地域生活の支援や子ども発達支援センターにおける療育支援の充実に努め、障がいのある方はもとより、その御家族の支援に向けても関係機関との連携を密にし、相談体制の強化を図ります。

次に、高齢福祉については、深刻化する介護人材不足への対応として、新たに中高年男性のセカンドキャリア形成に着眼した啓発事業を展開いたします。また、独り暮らし高齢者の増加などを踏まえ、郡上市社会福祉協議会への委託事業である成年後見支援センターの機能を強化し、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

そのほか、介護サービスの安定的な提供を行っていくため、デイサービスセンターやまと及び美並デイサービスセンターの設備改修を行います。

郡上偕楽園の移転整備については、可能な限り早期の基本設計の完成と実施設計の着手に向け、地域住民をはじめ関係者の意見を踏まえながら、機能性と利便性の高い整備内容となるように留意して準備を進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命の延伸を目指し、地域、職場等による健康行動を盛り上げるため、健康づくりプロジェクト事業を引き続き実施いたします。また、健康診査・がん検診等については、未受診者対策に取り組むとともに、内臓脂肪症候群改善に向けた保健指導、高血圧及び糖尿

病による腎症の重症化予防対策事業を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針に基づき、県や郡上市、医師会と連携して対策を推進するとともに、市民及び各事業者等への感染防止策の徹底を促し、緩みない感染拡大防止に努めてまいります。

公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、医療従事者の確保対策推進、計画的な医療機器の整備・更新を進めます。少子高齢化、人口減少による医療需要の変化や、岐阜県地域医療構想を踏まえ、市内の公立・民間医療機関相互の適正な役割分担、病床機能や規模の見直し、急性期医療や僻地医療にも配慮した医療体制づくりに向け、引き続き協議・検討を行います。

国民健康保険は、健診事業などの予防活動や健康づくりの推進と啓発を図り、市民の健康維持や医療費の抑制に努めます。また、コロナ禍の下での経済状況に鑑み、国保税率を据え置くとともに、国・県による一層の公費負担の確保に努めます。このほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

以上、健康・福祉の施策に130億7,646万円、内訳は一般会計36億476万円、特別会計92億3,155万円、企業会計2億4,015万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱である教育・文化・人づくりについて申し上げます。

本市の教育は、第3期郡上市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域関係機関が連携を深めながら、引き続き各施策を推進いたします。

まず、学校教育では、確かな学力と豊かな心を育む教育の推進に当たり、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、ICTの活用と多様な体験活動を計画的に取り入れながら、主体的・対話的で深い学びを実現し、子どもたちの知識・技能、思考力・判断力、表現力、学びに向かう力や人間性等の資質・能力を一体的に育ててまいります。

また、地域の魅力の実感と追求、SDGs、循環型社会などを重点に、郡上市のひと、もの、ことから深く学ぶ郡上学、すなわちふるさと体験学習やキャリア教育を、学校運営協議会や地域の人・企業等と連携して推進いたします。

このほか、命の教育カリキュラムを活用し、道徳教育と多様な人と触れ合う体験活動を通して、自他の違いを認め合い、自他の命を大切にす命の教育にも力を入れてまいります。

また、中学校1校に不登校対応指導員を1名配置し、F組、すなわちフリーカリキュラムクラスを設置して、不登校生徒支援の充実を目指した事業を推進いたします。

なお、各学校においては、緩みない新型コロナウイルス感染防止対策を継続してまいります。

学校規模の適正化については、大和地域の4つの小学校を統合した大和小学校の令和6年4月の開校に向け、これまでに仮設校舎の運用開始や屋内運動場と普通教室棟の建設に着手しており、新年度は管理・特別教室等の大規模改修などに着手いたします。

なお、整備に当たっては、脱炭素社会郡上の実現に向け、内装木質化、複層ガラスやLED照明を採用いたします。また、安心して通学できる通学路の設定や、新しいPTA組織の編成など、開校に向けた様々な準備を進めるとともに、歴史ある4つの小学校の閉校に当たり、閉校記念誌の作成など、地域の皆様の心に残る事業についても支援を行います。

社会教育については、地域・家庭・学校が連携し、児童生徒の地域活動への参加や、安心・安全な学校活動を支援する地域学校協働活動の推進や、家庭の教育力の向上を支援する家庭教育学級の開催、青少年育成市民会議等による青少年の健全育成を図ります。また、地域の集いの場、学びの場である公民館による各種行事・講座等の開催や、郡上学講座の開催、地域の魅力を再発見する郡上かるたの普及を進め、地域づくり・人づくりを推進いたします。

このほか、より豊かな子どもの読書活動を目指し、園や学校、PTA等と連携して、読書の楽しさを家族で共有する、家読、家で読書をするということですが、家読を推進するなど、暮らしに役立つ図書館づくりを目指します。

文化財関係では、市内の文化財を後世に継承するため、適切な保護、保存に努めるとともに、歴史資源として活用するため、文化財保存活用地域計画の策定に向けた調査研究を行います。

大和町の国名勝東氏館跡庭園と県史跡篠脇城跡については、篠脇城跡の山頂において、居館等の施設の痕跡や庭園跡が発見され注目を集めており、これを踏まえた調査報告書を取りまとめ、一体的な国史跡指定を目指します。

また、白鳥町長滝の県指定重要有形文化財若宮家住宅及び周辺施設は、寄贈を受けた土地・家屋の測量や調査を行い、今後の整備についての計画の策定を進めます。

無形民俗文化財では、郡上おどり、寒水の掛踊を含む全国41件の風流踊が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを記念して、基調講演と風流踊の実演を併せたイベントを開催いたします。

また、国選択無形民俗文化財、県指定重要無形民俗文化財である白鳥の拝殿踊の調査は、昨年夏3年ぶりに拝殿踊が開催され、実地での調査が行われたことから、新年度も引き続き調査研究を進めます。

このほか、引き続き、中世の郡上の礎を築いた東氏の歴史や和歌文化を次世代へ継承するため、創作オペレッタ東氏ものがたりの制作・上演や、子ども短歌教室、朗詠教室の開催をいたします。

次に、スポーツ振興では、市民の皆様が心身ともに健康であるための1市民1スポーツを引き続き推進いたします。

少年スポーツの支援については、少子化の中で活動を維持できるよう、少年スポーツ団体などの組織の見直しを進めるほか、学校運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について検討を進めます。そのほか、郡上市スポーツアドバイザーを活用した指導者研修により、人材確保と指導力の向上を図ります。

スポーツツーリズムの推進に向けては、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指し、引き続き大会や合宿の誘致を進めるほか、スポーツコミッションを中心にワンストップ窓口によるサービスの充実を図ります。

また、郡上市にゆかりのあるトップアスリートを招き、スポーツの価値や魅力を感じる機会、子どもたちが夢や憧れを持つ機会を設け、スポーツに取り組む契機となることを目指します。

以上、教育・文化・人づくりの施策に19億9,228万円、内訳は一般会計19億6,678万円、特別会計2,550万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱である自治・まちづくりについてであります。

協働によるまちづくりを進めるため市民協働センターと連携して、地域づくりにつなげるためのネットワークづくりやGood郡上プロジェクトの具現化と併せて、情報発信などを積極的に実施いたします。また、令和4年度に実施した自治会・地区会アンケートの結果に基づき、自治会の課題等を収集することで、さらなる地域づくり活動につなげてまいります。

このほか、ひと・まちづくり推進事業では、地域の担い手不足の解決に向け、情報通信技術を活用した実践的な講座を展開することで、将来の郡上を担うICT人材の育成につなげる取組を進めます。

また、関係人口の創出・拡大と、移住・定住の促進を図るための新たな取組として、SNSを活用した情報発信のシステム構築に着手いたします。これにより、地域づくりの新たな担い手として期待できる関係人口のほか、将来のUターン候補である市内出身の若者世代などとのつながりを持つことが可能となり、効果的かつ多様なニーズや関心に応じたきめ細かな情報発信を行うことで、関係人口及び移住人口の獲得を目指します。

また、本市の豊かな地域資源を活用した源流ワーケーションについては、利用者への補助制度を創設し、誘客の強化と利用促進を図ります。

男女共同参画の推進については、座談会や女性起業家等によるマルシェを中心としたともいきフェアを開催するなど、意識改革や女性の活躍に向けた周知・啓発に努めます。

都市交流推進事業では、各都市の催事等の——催し事等の再開に併せ、市民間の活発な相互訪問を支援するとともに、自治体間のつながりを深めます。また、首都圏への情報発信拠点として活用を目指す東京都港区札の辻スクエア内の商業施設が今春開業することから、特産品など郡上の魅力を積極的に売り込んでまいります。

国際交流推進事業では、市内国際交流団体と協働して、日本語ボランティア養成講座、日本語教室等を継続して開催し、増加傾向にある外国人市民の言葉の支援及び交流活動の仲間づくりに努めます。

また、合併・市制施行20年を迎えるに当たり、これを市民の皆様とわがまち郡上の持続的発展



に向け考え行動する契機と捉え、本年3月には記念式典を執り行うとともに、関連する記念事業を多面的に行います。併せて、郡上市政20年の歩みを記録映像として制作し、これまでの取り組みの検証とこれからの市政運営への活用を図ります。

以上、自治・まちづくりの施策に2億1,086万円——内訳は一般会計で同額であります——を計上いたしました。

次に、6つ目の柱である地域振興についてであります。

市全域が過疎地域となったことを受け、令和4年度に改定した過疎地域持続的発展計画に基づくソフト事業を推進するとともに、地域づくりの指針となる7地域の地域振興計画や地域協議会での協議等を踏まえ、各地域の課題を明らかにし、地域づくりにつながる取組を実施・支援いたします。

このほか、濃飛横断自動車道と良工区の道路整備計画に併せて、地域活性化やまちづくりの拠点となる施設の検討及び基本構想の策定を行います。

最後に、7つ目の柱である行財政運営についてであります。

人口減少や少子高齢化、担い手不足、新型コロナウイルス感染症に起因する景気の低迷などの課題が山積する中、その課題解決に向け、引き続き持続可能なまちづくりに向けた行財政運営に努めるとともに、行政改革大綱の見直しに着手いたします。

また、公共施設の適正配置に向け、施設の統合や廃止等の実効性を高めるための行動計画については、現在、協議が整った案を順次ホームページに公表しておりますが、一部、令和4年度内に完成できない計画もあることから、施設を長く保つための保全計画と併せて新年度において引き続き作業を進めてまいります。

耐震性がなく老朽化が進んでいる美並庁舎の地域の防災拠点としての機能強化に向け、振興事務所機能を美並健康福祉センターさつき苑内に移転するとともに、併設するデイサービスセンター及び保健センターの改修整備を同時に実施し、隣接する日本まん真ん中センターとともに、公共施設の拠点化による市民サービスの向上を目指します。

行政のデジタル化、いわゆる自治体DXについては、これまでに各種申請やアンケート調査などのオンライン化や、データ入力作業の自動化などにより業務の効率化を図る取組を進めてきました。新年度も引き続き、これらのシステムの利活用を図り、デジタル化による利便性の向上と行政事務の効率化に取り組めます。

マイナンバーカードについては、カードの未取得者に対する取得促進を図るため、職場などへの出張による申請受付や、平日の時間外や休日の交付窓口を引き続き開設いたします。

次に、職員給与費については、主に令和4年人事院勧告に鑑みた給料や勤勉手当のプラス改定、令和4年6月期に行った期末手当の減額調整がなくなることによる増及び職員の定年退職等に伴う若年層職員との入れ替わりによる減などの理由により、一般会計では1,685万円の増、特別会計で

は2,820万円の増となりました。

また、公営企業会計においては、以上の理由に加え、医師をはじめとした医療職職員の確保などの理由により6,441万円の増となり、全会計を通じては1億946万円の増となりました。

職員の給与については、民間給与や国家公務員給与等との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ、適切に措置するとともに、令和5年4月から始まる定年延長に適切に取り組み、引き続き、定員適正化計画第3次改定に基づく適正な定員管理に努めてまいります。

市税は市財政の根幹であり、適正かつ公平な課税とともに、滞納税額の縮減に努めます。

一般会計における公債費では、財政中期試算に基づく地方債の発行額抑制や、繰上償還により、元利償還金は35億4,987万円で、令和4年度当初予算からは5,769万円の減となっております。令和5年度末の市債残高見込みは283億8,009万円となり、令和4年度末見込みと比較して7億112万円の減少となり、ピーク時の平成17年度末の市債残高538億4,108万円と比べて47.3%、254億6,099万円の減少となる見込みであります。

これらの行財政運営の分野の施策については、給与費、公債費、施設管理費等を除く政策的及び投資的経費として4億6,174万円を計上いたしました。

以上、令和5年度の予算編成に当たり、市政運営の基本的な考え方と重点施策の概要について申し上げます。

合併・市制施行20年の先を見据えながら、持続可能な郡上市の未来に向けて、市一丸となり取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様並びに市民の皆様には、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後に議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は全部で52件であり、その内容は、専決処分の承認が2件、人事案件が3件、条例会期の決定が14件、令和4年度補正予算関係が10件、令和5年度当初予算関係が21件、その他2件であります。

まず、議案第1号及び議案第2号は、さきに専決処分をいたしました令和4年度の郡上市一般会計及び郡上市水道事業会計の補正予算について承認を求めるものであります。除雪対策及び原油価格・物価高騰対策として速やかな実施を要する案件として専決をさせていただいたものであります。

議案第3号は、郡上市教育委員会委員の任命同意についてであります。委員1人の任期が令和5年5月13日をもって満了するため、委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市公平委員の選任同意についてであります。委員1人の任期が令和5年4月29日をもって満了するため、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員3人の任期が令和5年6月30日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第 6 号は、郡上市住民自治基本条例の一部改正であります。個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、これまで施行・運用されていた郡上市個人情報保護条例が令和 5 年 4 月 1 日に廃止となり、法律が直接適用となります。これに伴い、郡上市住民自治基本条例においても一部を改正する必要が生じたため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 7 号は、郡上市特別会計条例の一部改正であります。宅地開発特別会計の廃止及び工業団地事業特別会計の設置をするため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 8 号は、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。市の債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、郡上市税条例のほか 11 条例に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第 9 号は、郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。消防団員の報酬等の基準の策定等についての消防庁長官通知に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 10 号は、郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。郡上八幡城の入場料金を改めるため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 11 号は、郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。郡上市汚水処理施設整備構想に基づき、中桐地区農業集落排水処理施設を下水道の郡上八幡都市環境センターに事業統合するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 12 号は、郡上市水道事業給水条例の一部改正であります。営農用水道料金の特例期間を延長するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 13 号は、郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第 14 号は、郡上市子ども・子育て会議条例の一部改正であります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正の施行に伴い、条項整備など、所要の規定を整備するものであります。

議案第 15 号は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。民法等の一部を改正する法律の一部の施行による民法、児童福祉法の一部改正、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第 16 号は、郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。民法等の一部を改正する法律の一部の施行による民法、児童福祉法の一部改正、児童

福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第 17 号は、郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、児童の安全管理に関する規定を加えるものであります。

議案第 18 号は、郡上市国民健康保険条例の一部改正であります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額を改めるため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 19 号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。新たに、成年後見制度利用促進協議会及び学校検尿判定委員会を設置するため、当該委員の報酬等について所要の規定を整備するものであります。

議案第 20 号から議案第 29 号までは、令和 4 年度郡上市一般会計をはじめ、全部で 10 会計における令和 4 年度予算の補正をお願いするものであります。詳細な内容については、追って各部長等から説明を申し上げます。

次に、議案第 30 号から議案第 50 号までは、令和 5 年度郡上市一般会計をはじめとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計 21 会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で概要を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第 51 号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。郡上中部、北部、西部及び南部の 4 辺地における公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第 52 号は、財産の取得及び処分の変更についてであります。さきに議決をいただきました財産の取得及び処分のうち、取得・処分予定金額を変更する 3 施設について、議会の議決を求めるものであります。いずれも畜産担い手育成総合整備事業における岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、農家に売却するものであり、事業費が確定したことによる契約金額等の変更であります。

以上が本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告が 1 件あります。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げます、説明を終わらせていただきたいと思います。

令和 5 年 2 月 24 日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。再開は11時10分を予定しております。

（午前10時58分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

---

#### ◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） 先ほどの説明の中で、合併市政施行の記念式典について、本来「来年3月には」というふうに申し上げるべきところを「本年」というふうに読んでしまったそうで、おわびして訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） それでは、日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））及び日程5、議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））の2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月19日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,863万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億9,061万4,000円とする。

補正内容につきまして、事業概要説明一覧で御説明いたします。

1ページをおめくりください。3ページ目になります。

歳入からでございます。

款 11 地方交付税、普通交付税、補正額は1億9,117万8,000円、交付額の決定による補正でございます。

款 15 国庫支出金、総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正はゼロ円ですが、農作物次期作支援事業の確定によりまして、コロナ交付金を水道基本料金免除事業に充当するための充当先の変更でございます。

款 19 繰入金、財政調整基金繰入金4,012万6,000円、補正財源としての補正でございます。

款 20 前年度繰越金7,123万2,000円、繰越金の確定による補正でございます。

失礼しました、4億です。4億12万6,000円でございます。前年度繰越金が7,123万2,000円で、繰越金の確定でございます。

款 22 市債は臨時財政対策債で、6,390万円のマイナスでございます。発行額確定による補正でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出です。

水道事業会計繰出金が4,496万2,000円の補正です。水道基本料金免除事業の期間延長による一般会計からの繰出金の補正で、内訳は下記に記載のとおりでございます。

その下、農作物次期作支援事業のマイナス1,361万6,000円の補正額、事業確定による補正で、実績は下記に記載のとおりでございます。

道路除雪経費5億6,729万円、12月の降雪によりまして除雪委託費等が不足したことによる補正でございます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月19日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、令和4年度郡上市水道事業会計補正予算書（専決第1号）をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号）。

第1条、令和4年度郡上市水道事業会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益の補正予定額は、営業収益、営業外収益を合わせまして146万2,000円であります。

支出、第1款水道事業費用の補正予定額は、営業外費用の363万2,000円であります。

第3条、予算第9条中、5億567万6,000円を5億5,063万8,000円に改める。

令和5年1月19日専決、郡上市長 日置敏明。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号）。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入、1水道事業収益、1営業収益、1給水収益、補正予定額4,350万円の減額です。これは水道料金の基本料金免除分でございます。

続きまして、2営業外収益、2他会計補助金、4,496万2,000円、水道料金基本料金免除事業及び水道未加入世帯への免除相当分の現金支給事業分でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

支出、1水道事業費用、2営業外費用、2雑支出、補正予定額363万2,000円、水道未加入世帯への免除相当分の現金支給事業に係る経費でございます。

当事業は、原油価格・物価高騰等の影響による電気・ガス等公共料金の負担増を間接的に支援するため、令和4年6月から11月までの期間で実施した水道基本料金免除事業及び水道未契約世帯への給付金事業の対象期間を、専決により令和4年12月から令和5年1月の2か月間延長して実施したものでございます。

説明は以上です。御承認よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、議案第1号及び議案第2号の2議案を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第1号及び議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号について(提案説明・採決)

○議長(田代はつ江) 日程6、議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長(河合保隆) それでは、議案第3号をお願いいたします。

郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

本日お手元に、住所、氏名等を記載いたしました議案書をお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

住所、郡上市明宝、お名前は、原初次郎さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、4名の委員のうち1名の任期が本年5月13日をもって満了することにつき、改めて委員を任命しようとするもので、委員の任期は4年でございます。

原さんにおかれましては、平成21年7月に教育委員となられ、前任者の残任期間と今期末まで



の3期12年を合わせまして約14年の長きにわたりお務めをいただいております。

この間、平成25年5月から28年5月までは教育委員長、その後は教育長職務代理者として重責を担っていただいているところでございます。

このように教育に関する豊富な御経験と高い識見をお持ちの方でございますので、再任をさせていただくことにつき同意を求めるところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程7、議案第4号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第4号をお願いいたします。

郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにつきましても、本日、住所、氏名等を記載いたしました議案書をお配りしておりますの

で、御覧をいただきたいと思います。

住所、郡上市八幡町市島、お名前は成瀬秀博さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、3名の委員のうち1名の任期が本年4月29日をもって満了することにつき、新たな委員を選任しようとするもので、委員の任期は4年でございます。

成瀬さんにつきましては、岐阜県農業協同組合中央会、めぐみの農業協同組合に長くお勤めされておられ、平成22年6月から、めぐみの農業協同組合の常務理事として、また、平成28年6月からは同組合の専務理事として御活躍をされました。

令和元年6月に同組合を退任され、現在は郡上高等学校の学校運営協議会委員を務められておられます。

豊富な御経験と高い識見をお持ちの方でございますので、選任について同意を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程8、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

候補者は下に記載がございます、上から八幡町の後藤哲夫さん、大和町の山内正文さん、高鷲町の和田哲哉さんでございます。

人権擁護委員は、法第6条第3項におきまして、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦しなければならないとされてございます。

本議案は、委員15名のうち3名の方の任期が令和5年6月30日をもって満了となるため、3名の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

おめくりいただきますと、委員の名簿がございまして、上3名の方が今回推薦させていただく方たちでございます。後藤さんは御継続、山内さんと和田さんは新任でございます。

さらに、議案の裏に履歴をおつけしてございます。

後藤さんは、平成29年7月1日から委員を2期お務めで、教員を退職後僧侶として地域に貢献されておられます。

また、山内さんと和田さんともに元教員で、在職中から人権擁護に関わられ、御退職後も地域の信頼も厚く、適任と考えております。

任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 5 号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第 6 号から議案第 19 号までについて(提案説明)

○議長(田代はつ江) 日程 9、議案第 6 号 郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例についてから、日程 22、議案第 19 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 14 議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長(三輪幸司) それでは、議案第 6 号について御説明をいたします。

郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例について。

郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、郡上市個人情報保護条例が廃止となり、法律が直接適用となるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、新旧対照表がございますが、その次に資料を添付しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

提案趣旨についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、これまで運用されておりました郡上市個人情報保護条例が令和 5 年 4 月 1 日に廃止となり、法律が直接適用となります。

これに伴いまして、郡上市住民自治基本条例においても一部を改正する必要性が生じたため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容でございますが、改正前の第 18 条の下線部「別に条例で定める」前に「法律及び」を追加し「法律及び別に条令で定める」に改正するものでございます。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日からとさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長(田代はつ江) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) 私からは、議案第 7 号と第 8 号を御説明申し上げます。

議案第 7 号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、宅地開発特別会計の廃止及び工業団地事業特別会計を設置するため、この条例を定めようとするものです。

本条例では市が設置する特別会計を定めており、改正内容の一つは、美並地内の宅地分譲地が完売したことにより当特別会計を廃止し、もう一つは、大矢元工業団地の造成を始めることから、本事業に係る特別会計を設置するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第1号各号に特別会計を列記してございます。右側の改正前の部分の第3号に定める宅地開発特別会計を削ります。このことによりまして、現在の第4号以降を、左側の新のところの改正後でございますが、1号ずつ繰り上げまして、現在の第6号が第5号となりますので、新たに第6号として工業団地事業特別会計を設けます。

附則では、施行日を令和5年4月1日と定めます。

また、第2項では、廃止する宅地開発特別会計につきまして、本年度の経理決算は従前の例による旨を、また第3項では、資産等については一般会計が引き継ぐ旨を定めるものでございます。

続いて、議案第8号をお願いします。

議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、市の債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、郡上市税条例のほか11条例に関し、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

議案の次に資料をお配りしてございます。こちらを御覧ください。

市では、市民の方から様々な納付金を頂戴してございます。納めていただく方法につきましては、口座振替や特別徴収あるいは納付書による方法がございます。

資料の上段の図は、金融機関窓口で納付する場合のイメージです。

図の左側から、市から納付書を市民の方にお送りしまして、市民の方は金融機関窓口で納付書を持参して納めていただきます。納付期限を経過している場合は、波線に記載のように、金融機関の窓口職員の方が市に電話をされまして、督促手数料の有無などを照会されます。手数料が生じている場合その旨を市からお伝えしますと、破線の四角囲いにありますように、金融機関で納付書に100円を書き加え督促手数料を加算して納付金を納めていただき、市に納付される。このような手順となっております。

通常、納期限が過ぎた場合には、督促状を発送して納付を促すとともに、手数料を加算した納付

書を併せて郵送しますので、この場合は金融機関からの電話照会はございません。例示は、初回の納税通知を発送した以後に、納付期限後に督促手数料が加算されていない納付書を金融機関窓口を持参した場合の例でございます。

資料中段を御覧ください。

このような督促手数料の取扱いを行っている中、昨年8月から9月にかけて、市内2つの金融機関から、本年4月1日以降、金融機関における督促手数料と延滞金の確認作業を廃止する旨の連絡が参りました。

年が改まりまして1月には、この取扱いを6月1日からとする通知もございましたけれども、いずれにしても令和5年中に確認作業が廃止されることとなります。この取扱いは県内同時でございますので、郡上市に限ったことではございません。

この取扱いが始まりますと、金融機関が督促手数料を確認しないこととなりますので、手数料が加算されていない納付書の場合は徴収できないことになるということでございます。このイメージは下の中央の図のとおりで、電話確認がバツでなくなるということでもあります。

金融機関での確認作業が行われなくなることの課題としましては、資料の2番目に書いてございますように、手数料の未徴収が懸念されます。この場合、仮に本税の納入がされても、督促手数料100円の徴収のために別途84円の封書による納付依頼を行う必要がありますし、加えまして、コンビニやスマホ決済で納付いただくと、58円の手数を納める必要がありますので、実質的には赤字になるということになります。

また、1年後となります令和6年4月1日からは、金融機関が窓口での公金納付に際しまして、手数料を徴収するとの情報もございます。この場合は、コンビニ納付等と同様に、督促手数料の徴収で赤字が生じることとなります。

以上の説明は、主に税に係る手順や課題であります。その他納付金に関しましても同様の課題が生じると懸念してございます。

資料裏面の3番目でございますが、こうした状況から、県内他市の検討状況などを調査いたしましたところ、手数料廃止済みが1市、4市が廃止方向で検討中、8市は廃止予定、1市が検討中で、郡上市を除く20市中13市が、既に廃止済を含めて廃止方針であるとの結果でございました。

このため、督促手数料を賦課しているにも関わらず納付されない懸念があること、手数料のみを徴収するための経費、事務負担に鑑みまして、市としましては、督促手数料を廃止することが適当と判断し、本条例を提案させていただくものでございます。

なお、資料の4番目でございますように、条例は督促手数料の規定がございました12件の条例が対象で、個別条例を条立てした一括条例として提案させていただきます。

なお、改正部分は、それぞれの条文において該当部分を削除する方法としております。

また、督促手数料を廃止しますと、市全体で、予算ベース約 150 万円の歳入減が見込まれますけれども、金融機関での確認作業の廃止とこれに伴う事務負担、あるいは督促手数料のみを徴収する場合の費用負担に鑑みまして、これを廃止することが適当と判断したところでございます。

なお、督促手数料は納付遅延の抑止につながっているのではないかとの意見もあろうかと存じますが、納付遅延に際しては延滞金がこの役割を果たしてございます。

資料 5 番目の施行日等につきましては、附則第 1 項で令和 5 年 4 月 1 日から施行する旨を定め、第 2 条から第 13 条では、条例ごとに既に督促手数料が発生している過年度分は引き続き徴収する旨の経過措置を定めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 山田消防長。

○消防長（山田浩幸） それでは、議案第 9 号をお願いいたします。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官通知に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表がついております。

この第 12 条の第 2 項 6 号から 9 号の年額報酬を改定するものでございますが、資料をつけておりますので、資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

資料のほうにつきましては、消防団員の処遇改善計画ということでつけてございますが、上段につきましては、消防庁長官通知によりまして、消防団員の階級の基準で定める団員の階級の者につきまして、年額報酬は 3 万 6,500 円を標準とするとされました。

郡上市消防団につきましては、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年計画で団員の年額報酬を段階的に標準まで引き上げる計画としておりましたけれども、1 年前倒しをさせていただきまして、下段の表のとおり団員の階級にある者を年額報酬とし、年額報酬を令和 5 年度に標準まで引き上げるものでございます。

あわせて、団員よりも上位の階級にございます班長、部長、副分団長の年額報酬額も団員の年額と均衡が保てるように、併せて引上げをさせていただくものでございます。

下から団員から順に読み上げをさせていただきます。

団員の階級にある者、令和 4 年度年額 2 万 5,000 円から 3 万 6,500 円、1 万 1,000 円の増、班長の階級にある者、令和 4 年度年額 2 万 7,000 円から 3 万 7,000 円、1 万円の増、部長の階級にある

者、令和4年度年額3万円から4万円、1万円の増、副分団長の階級にある者、令和4年度年額3万5,000円から4万5,000円、1万円の増のように、年額報酬を改正させていただくものでございます。

なお、副分団長よりも階級上位にございます分団長につきましては、年額報酬が5万円となっておりますので、分団長以上の階級の年額の引上げは行いません。

施行日は、令和5年4月1日施行でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、議案第10号をお願いいたします。

郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上八幡城の入場料金を改めるため、この条例を定めようとするであります。

1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございます。条例の条項に記載の入場料の徴収、第6条第3項の入場料金の規定につきまして、現行の個人、大人、高校生以上の「320円」を、改正後では「400円」に、同じく小人（中学生以下）の現行「150円」から、改正後は「（小・中学生）200円」に改め、また、団体、大人（20人以上）を「280円」から「350円」に、同じく小人（20人以上）を「110円」から「150円」に改めるものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、参考として資料をつけておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

初めに、改正理由といたしまして、郡上八幡城内展示リニューアルを機に入場料金の適正化を図るとともに、令和4年度から実施の八幡城天守補強耐震工事のため八幡城基金を取り崩したことに伴い、今後の城跡などの修復に備え基金積立を加速化させるため入場料金の改正を行うというものでございます。

次に、入場料金の改正の変遷を2番目に載せております。

平成26年と令和元年の改正につきましては、消費税率引上げに伴うものであります。

このたびの大人・高校生以上の400円等の料金の改定設定につきましては、まずは、初めに全国の城の中で日本百名城及び続日本百名城に選ばれた城で、その中でも天守を持つ城と近隣の3城を加えた50城について、大人入場料金の平均が421円であったことから仮に400円と定め、次に、3番目のところに記載をしておりますが、入場料金算出時に参考とした城として、現存天守のうち国宝5城と重要文化財7城を除いた明治以降の木造再建天守、郡上八幡城を含め5城であります。それらを抽出し比較することで、今回設定をいたしました入場料金の妥当性を確認し、決定をさせ



ていただいたところでございます。

また、城内の展示リニューアルにつきましては、参考として4番目に記載をしております。

展示改装後では、城の各階層でテーマを設定し展示するものでありまして、1階は「歴代城主の史実をたどる」をテーマとした展示内容となっております。また3階では、歴史トピックスとして、展示内容を一新しております。

以上がこのたびの条例の一部改正に伴う提案説明となります。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第11号と議案第12号を説明させていただきます。

議案第11号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市汚水処理施設整備構想に基づき、中桐地区農業集落排水処理施設を下水道の郡上八幡都市環境センターに事業統合するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

表右側の改正前の部分は、条例第2条第6項の農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域を別表4で定めるものであります。

この中の八幡地区の中桐地区農業集落排水処理施設を、令和4年度の下水統合工事にて八幡中央処理区へ統合いたします。これに伴い別表4改正前下線部を削除するものでございます。

この条例改正は令和5年4月1日から施行するものでありますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第12号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、営農水道料金の特例期間を延長するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、こちらも新旧対照表で説明をさせていただきます。

郡上市水道事業が企業会計に移行しました平成30年4月1日から施行されております本条例の附則には、営農水道料金の特例が定められております。表に示される隔月料金を「令和5年3月31日」まで適用することとしたものですが、営農料金廃止に伴う新たな農業振興策の制度設計及び周知期間としてさらに2年が必要であるとのことから、下線部の特例期間を「令和5年3月31日」から「令和7年3月31日」に改正するものでございます。

この条例改正は、令和5年4月1日から施行するものでありますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○議長（田代はつ江） 説明が途中になりますし、ちょっと時間が早いんですけども、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時51分）

---

○議長（田代はつ江） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（田代はつ江） 議案第13号からの説明をよろしくお願いいたします。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第13号をお願いいたします。

議案第13号 郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について。

郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが制定文、その後に資料のほうをつけさせていただいております。資料で御説明をさせていただきます。

第1、条例制定に至る経緯です。

郡上市避難行動要支援者名簿の運用に係る名簿掲載対象者の情報収集及び名簿の外部提供については、郡上市個人情報保護条例に基づく郡上市情報公開・個人情報保護審議会への諮問・答申を行い、実施してきましたが、令和5年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴い、郡上市個人情報保護審議会の答申に基づく個人情報の取扱いが許容されなくなるため、今後も継続して要支援者本人の同意なく名簿へ掲載する情報の収集（目的外利用）を行い、また避難支援等関係者への外部提供を実施するため、条例を制定するものです。

第2、制定の内容です。

（1）要支援者の範囲を第3条で定めています。

要介護認定3以上の方、身体障害者手帳1級又は2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保

健福祉手帳1級の方、独り暮らし65歳以上の方、指定難病に係る医療受給者証の交付を受けており市の生活支援を受けている方、その他市長が必要と認める方としております。

(2) 名簿の作成について、第4条で定めています。

市長は、名簿情報を避難行動要支援者名簿に記載するとともに、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(3) 名簿情報の提供について、第5条で定めています。

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。ただし、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、平常時には提供せず、災害発生時のみ提供を行うとしています。

(4) 名簿情報に係る管理状況の報告等について、第6条で定めています。

市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者に対し、管理状況に関する報告を求め、また検査することができる。

(5) 名簿情報の漏えいの防止のための措置等について、第7条で定めています。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(6) 利用及び提供の制限について、第8条で定めています。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し又は提供してはならない。

(7) 守秘義務について、第9条で定めています。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(8) 施行日は、令和5年4月1日からとなります。

続きまして、議案第14号 郡上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

郡上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表になります。新旧対照表で御説明をさせていただきます。下線部分が変更箇所です。

こども家庭庁が令和5年4月1日から設置されることにより、関係する法律である子ども・子育て支援法も一部改正されました。このため引用条項にずれが生じたため条項を改めるものです。

郡上市子ども・子育て会議条例の第1条及び第2条の文中、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めます。

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

続きまして、議案第15号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、民法等の一部を改正する法律の一部の施行による民法及び児童福祉法の一部改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表です。7枚ほどおめくりいただいた後、説明資料をつけさせていただいておりますので、説明資料で御説明いたします。

改正理由です。

1つ目に、民法等の一部を改正する法律により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行います。

2点目に、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものです。

改正内容です。

第1条は、懲戒権関係規定の削除です。民法の一部改正では、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に係る現行第822条が削除されました。これに合わせ、児童福祉法第47条第3項に基づく児童福祉施設長等が入所児童等に行う措置について、その内容から「懲戒」が削除されたことによります。改正の条文は第26条になります。

公布の日から施行となります。

第2条は、子ども・子育て支援法の条項ずれに関するものです。子ども・子育て支援法第19条第2項が削られるため、現行の「第19条第1項」は「第19条」と改正することになります。改正条文は、記載のとおりとなります。

次に、学校教育法「第25条」が「第25条第1項」となることに関するものです。学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されるため、現行の「第25条」は、「第25条第1項」と改正されることとなります。改正条文は、第15条第1項第3号です。

次に、法律・事務の所管省の移管に関するものです。

関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、現在は厚生労働省の所管となっている事項が内閣府に移管されることによるものです。

点線の後に改正条文を記載しておりますが、この文章のほう、正しくは第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条となります。

また、下の表、最下段の第 15 条第 1 項第 4 号の後に第 44 条が抜けております。誠に申し訳ありません。訂正をお願いいたします。タブレットのデータについては、訂正をさせていただいております。

この法律は、これは令和 5 年 4 月 1 日から施行となります。

続きまして、議案第 16 号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、民法等の一部を改正する法律の一部の施行による民法及び児童福祉法の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表、その後、資料のほうをつけさせていただいておりますので、資料で御説明させていただきます。

改正理由です。

1 つ目は、先ほどの議案第 15 号と同様に、民法等の一部を改正する法律により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行います。

2 点目に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整理するものです。

改正内容です。

第 1 条、懲戒権関係規定の削除については、議案第 15 号と同様の内容です。民法、児童福祉法の内容から懲戒が削除されたことにより、改正条文は第 13 条です。

公布の日から施行となります。

第 2 条は、児童の安全の確保に関する計画（安全計画）の作成等に係る規定を加えるものです。

第 7 条の 2、児童の安全確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならないと定めています。

安全計画の内容ですが、保育所等の設備の安全点検の実施に関する事、保育所等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩等の園外活動時や保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時などの施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実に行うための職員への研修や訓練に関する事です。

策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない。

利用する児童の保護者に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど、児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うとしています。

次に、自動車送迎の安全管理（乗降時の所在確認・見落とし防止装置の設置）に係る規定を加えるものです。

第7条の3、第7条の3第2項は、令和6年3月31日までの経過措置があります。

続いて、インクルーシブ保育について、第10条で定めています。インクルーシブ保育とは、障がいの有無にかかわらず全ての子どもと一緒に保育を受け、その環境や関わりにおいて、子どもを分け隔てなく包み込む状態で保育することとされています。

改正前ですが、例えば保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合であっても、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童と一緒に当該保育所の保育室で保育することはできない。併設する設備・職員を兼ねることができないため、児童発達支援事業所側の職員が保育所に通う子どもを支援することができないとされておりましたが、改正後は、保育所も児童発達支援の事業所双方が同じ施設を共有でき、職員も双方の利用児童の支援ができるようになります。ただし、利用児童の保育や障がい児の支援に支障がない場合に限ります。

続いて、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修訓練を実施すること」を努力義務として規定します。第14条です。

続いて、法律・事務の所管省の移管に関するもの。関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、現在は厚生労働省の所管となっている事項が内閣府に移管されることによるものです。改正条文は第25条です。

令和5年4月1日からの施行としております。

続きまして、議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表で、その後にこちらも資料をつけさせていただいておりますので、資料で御説明させていただきます。

改正理由ですが、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により条例を整備するものです。

主な改正内容ですが、先ほどの議案第16号と同様に、児童の安全の確保に関する計画（安全計画）の策定等に係る規定を加えるものです。第6条の2、放課後児童健全育成事業者は、事務所・施設の設備等の安全点検を行う。

職員・利用者等に対する事業所以外での活動や取組を含めた放課後児童健全育成事業での日常生活における安全に関する指導を行う。

職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する計画を立てる。

策定した安全計画について、放課後児童健全育成事業者は、職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない。

放課後児童健全育成事業者は、保護者に対し安全計画の取組の内容を周知しなければならない。

定期的に見直しを図るとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとしてしています。

次に、自動車を運転する場合の所在の確認に係る規定を加えます。第6条の3です。小学校以上と同等の措置を講ずるため、安全装置の義務づけはありません。放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での利用や移動のために自動車を運行するときは、乗降の際に点呼等により所在確認を行う。

業務継続計画の策定等に係る規定を加えます。第12条の2、業務計画を策定し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行う。職員への周知と研修、訓練の実施。

次に、衛生管理等の改正。第13条、感染症及び食中毒のまん延防止のための研修、訓練の実施を努力義務として規定します。

施行期日は、令和5年4月1日となります。

続きまして、議案第18号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金を改めるため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表、その次に資料をつけておりますので、資料にて御説明いたします。

出産育児一時金は、被保険者が出産したときに支給されるもので、妊娠 12 週以降であれば死産・流産でも支給されます。原則として、国保から医療機関などに直接支払われるもので、直接支払制度といえます。出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合には、その差額が被保険者に支給されますが、申請が必要となります。

改正の内容です。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、郡上市国民健康保険条例第 8 条、出産育児一時金の額を改正するものです。金額 40 万 8,000 円を 48 万 8,000 円へ引き上げます。8 万円の引上げとなります。

産科医療補償制度の掛金は 1 万 2,000 円で、改正はありませんので、合計で 50 万円の支給となります。

産科医療補償制度については、一番下の米印のところに説明を加えております。

産科医療補償制度とは、保険契約者を公益財団法人日本医療機能評価機構、被保険者及び保険金受取人を産院等として契約し、出産時の事故で重い脳性麻痺になったケースに対し補償金を支払う制度のことです。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日となります。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第 19 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、令和 5 年 4 月 1 日以降に新たに委員を設置するため、この条例を定めようとするものでございます。

1 枚おめくりください。新旧対照表を添付させていただいております。この条例改正につきましては、市内小中学校における腎臓病及び糖尿病の予防及び管理に関する対策を検討する学校検尿判定委員会と成年後見制度の利用促進をするために、法律や福祉の専門職団体や関係機関の代表者が所属する郡上市成年後見制度利用促進協議会を来年度から設置するに当たり、それぞれ委員の報酬及び費用弁償が発生することから、条例の別表に学校検尿判定委員会委員報酬日額 6,000 円、成年後見制度利用促進協議会委員日額報酬 6,000 円を加えるものでございます。



なお、条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

1枚おめくりください。資料を添付しておりますが、学校検尿判定委員会の構成員につきましては、郡上市医師会の代表ほか記載のとおりでございます。

具体的な検討事項につきましては、検尿検査で陽性反応が出た児童生徒に対し、判定を行ったり、医療機関での受診を促したり、経過観察を行い指導等を行う委員会でございます。

また、成年後見制度利用促進協議会につきましては、構成員は、岐阜県弁護士会に属する者ほか記載のとおりでございます。

主な役割といたしましては、本人及び後見人とその関係者に対し、法律や福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携を強化し、専門職団体等の地域との関係者が連携することにより、地域課題の解決に向けた継続的な協議を行うものでございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第20号から議案第29号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程23、議案第20号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第9号）についてから、日程32、議案第29号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの10議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、補正予算を一括で読み上げさせていただきます。

議案第20号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第9号）について、議案第21号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号 令和4年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第23号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第25号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第26号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第27号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第28号 令和4年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第29号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

一般会計から順に御説明をいたします。一般会計補正予算書の1ページをお願いします。

令和4年度郡上市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,083万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億4,144万4,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、第4表 地方債補正による。

6ページをお願いします。本表は、繰越明許費補正でございます。追加につきましては、主な繰越しの理由は、コロナ感染症による影響や不安定な世界情勢により、資材の調達に時間を要しているためでございます。

複数事業が関係する場合には、主な繰越し理由のみを御説明差し上げます。

上から順でございます。庁用車整備事業800万円は、12月議会の追加補正でお認めいただきました送迎用バスへの安全装置につきまして、年度内納品と施行が困難なためであります。

庁舎等整備事業は139万7,000円。明宝庁舎の高圧受電設備の更新であります。

長良川鉄道近代化整備事業4,837万6,000円は、車両1両の更新で運転台モニター装置等の納品遅延によるものです。

郡上偕楽園移転整備事業1,393万3,000円は、9月補正でお認めいただきました基本設計委託業務につきまして、年度内完了が見込めないための繰越しです。

保育環境改善等事業180万円。庁用車等整備事業と同じでございますが、私立の保育園バスに係る安全装置設置の補助金分です。

保育園施設整備事業1,073万6,000円。今議会で補正予算を計上させていただきます、やまびこ園の空調機器更新工事であります。夏に向けて早期に改修したいことから補正計上させていただきましたけれども、年度をまたぐ見込みであるための繰越しであります。

なお、冬季はファンヒーターで支障なく保育を行っておりますし、暑くなる前には工事を完了できる予定でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業623万7,000円。接種期間は3月末までとされておりまして、費用請求が出納閉鎖期間の5月を超える場合もあるための繰越しとさせていただきます。

郡上クリーンセンター大規模修繕事業1,870万円。交換部品の入荷遅延のためです。

畜産担い手育成総合整備事業1,968万3,000円。高鷲地内のホイールローダの納期遅延でございます。

市単独土地改良事業403万6,000円。南部広域農道ほか2路線の農道整備事業で、受益者との調

整に時間を要しているためです。

県単独林道整備事業 3,600 万円。大規模林道八幡・高山線につきまして、関係機関との協議に時間を要しているためです。

市単独林道整備事業 300 万円。和良地内の林道峠の洞線の整備でございますが、接続する林道が、7月の豪雨災害の被災で通行不能となりまして、峠の洞線の年度内の完了が見込めなくなったためです。

過疎対策林道整備事業 1,400 万円。林道沿いでの森林施業との工事期間の調整により繰越しです。  
道整備交付金事業 3,700 万 1,000 円。林道干田野石徹白線の残土置き場の交渉に時間を要したためです。

山村強靱化林道整備事業 1,300 万円。林道沿いでの森林施業との工事期間の調整によるものです。  
新型コロナウイルス商工緊急対策事業 1 億 2,679 万 5,000 円。今議会で補正予算で提案させていただき事業支援でございます。エネルギー価格高騰対策支援事業の冬季分でありますけれども、年度内完了が見込めないための繰越しです。

道路新設改良事業 1,198 万 7,000 円。万場 43 号線のコンクリート製品の納期遅延によるものです。

過疎対策道路整備事業 7,298 万 3,000 円。戒仏・上神路線ほか 4 路線の地元調整に時間を要しております。

辺地対策道路整備事業 8,730 万 3,000 円。大林線ほか 2 路線の地権者、地元同意に時間を要しております。

社会資本整備総合交付金事業 1 億 2,401 万 9,000 円。神谷・棚井線ほか 6 路線について、漏水による影響等で関係機関との調整に時間を要しております。

道整備交付金事業 1 億 120 万円。中津屋・那留線ほか 2 路線につきまして、地権者との調整に時間を要しております。

公共施設等適正管理推進事業 1,995 万 4,000 円。美山・洲河線の地元調整に時間を要しております。

道路メンテナンス事業 9,810 万 1,000 円。城山トンネルほか 9 路線分ですが、城山トンネルについて、国の 2 次補正に伴い標準工事を考慮した結果、年度内完了が見込めないためでございます。

急傾斜地崩壊対策事業 2,800 万円。神路体育館裏の工事について、関係機関との協議に時間を要しております。

河川自然災害防止事業 7,675 万 4,000 円。小那比川ほか 1 河川の地元協議等に時間を要しております。

消防活動経費 98 万円。令和 5 年度新規採用職員の貸与被服予算を今回の補正で計上いたしました。

たが、年度内納品が困難なためでございます。

消防団貸与被服等整備事業 186 万 8,000 円。消防団員の活動服の納品遅延でございます。

8 ページへ参ります。

小学校統合整備事業 2 億 3,802 万円。大和統合小体育館の太陽光発電設備の部品納品の遅延でございます。

八幡城天守耐震補強事業 8,617 万 2,000 円。鉄骨部材等の納品遅延でございます。

学校給食センター備品更新事業 701 万 2,000 円。美並学校給食センターの配送車の更新であります。車両供給の納期遅延によるものです。

現年補助災害復旧事業の農地農業用施設は、大間見農地ほか 1 か所、その下、下段の林業用施設は、林道相生・落部線ほか 2 路線で、ともに関係者との交渉等に不測の時間を要しております。それぞれ 400 万円と 1,760 万円です。

過年補助災害復旧事業は、鍛冶屋洞線、下段の現年補助災害復旧事業は、小那比川ほか 3 河川で、ともに関係者協議に不測の時間を要しております。それぞれ 2 億円と 2,788 万 5,000 円です。

2 番目に変更でございます。

森林環境譲与税、森林経営管理事業は、八幡町尾崎地内での境界明確化ほか 3 か所につきまして、森林所有者立会いに時間を要し、年度内の事業完了が困難であるため、1,365 万 1,000 円を追加し補正後の額を 3,418 万 5,000 円といたします。

9 ページへ参ります。

3 表の債務負担行為補正であります。

1 つ目は追加です。がんばれ子育て応援事業は、新たに給付の対象となるお子さんの分につきまして、令和 5 年度から 9 年度までの向こう 5 年間、39 人分の 1,950 万円を追加いたします。

農業経営基盤強化資金利子補給は、高鷲町ひるがの地内の牧場の貸付期間が、1 年間延長されたことに伴いまして、令和 11 年度までの期間分を追加いたします。

現年補助災害復旧事業（公共土木施設）は、今年の台風により損壊した市道上野中央線の災害復旧工事が、年度をまたぐ工事となるために、期間を令和 5 年度まで、限度額 900 万円を追加させていただくものです。

2 つ目は変更でございます。廃棄物処理施設整備事業は、郡上クリーンセンターの建設に係る生活環境影響調査業務で、入札により事業費が減じたことに合わせて限度額を 829 万円減とし 927 万 3,000 円とします。

小学校統合整備事業は、建設資材の著しい高騰による事業費の増加が見込まれますので、限度額を 5,762 万 8,000 円増額し 7 億 2,379 万 6,000 円とさせていただきます。

10 ページをお願いします。第 4 表 地方債補正でございます。

1つ目は追加です。単独災害復旧事業は、9月と11月の臨時議会で補正予算をお認めいただきました7月の豪雨災害、9月の台風による災害復旧事業につきまして、起債協議の結果、単独災害復旧事業債の対象となったことから追加をさせていただきます。限度額は650万円で、起債の方法等は記述のとおりでございます。

2つ目は変更です。公共事業等は道路メンテナンス事業などに充当していた起債を過疎対策事業債に振り替えたことにより限度額を4,560万円減とし、2,800万円とします。

補助災害復旧事業は、市道上野中央線ほか4か所につきまして、事業費の確定見込みに伴い1,260万円の減で1億5,090万円とします。

一般単独事業は、長良川鉄道近代化整備事業につきまして、市全域が過疎地域に指定されたことに伴って、過疎債に振り替えて皆減とさせていただきます。

緊急防災・減災事業は、やまびこ園空調更新工事の増、消防本部増築工事の事業費の確定による減等を相殺しまして70万円の増額です。

辺地対策事業は、県営事業の事業費確定見込みや耐震性貯水槽工事の増、あるいは社会資本整備総合交付金事業などの事業費確定見込みによる減を相殺し、880万円の減です。

過疎対策事業は、長良川鉄道近代化整備事業や小学校統合整備事業の過疎債への振替え、県営事業の確定見込みにより4億3,440万円の増で、補正後の限度額の総額は3億4,500万円増の20億140万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

11ページ目は廃止でございます。学校教育施設等整備事業は、過疎債への振替えによりまして廃止です。一般廃棄物処理事業は、郡上クリーンセンターの基本計画策定業務に関しまして、県協議の結果、起債要件に該当しないことから廃止となりました。

一般会計は以上でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書をお願いします。

おめくりいただきまして、1ページです。

令和4年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,756万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,286万8,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ827万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,207万3,000円とします。

次に、介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページでございます。

令和4年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,464万4,000円とする。

次に、介護サービス事業特別会計の補正予算書をお願いします。

令和4年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,445万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,101万1,000円とする。

次に、後期高齢者医療の特別会計補正予算書をお願いします。

令和4年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億182万円とする。

続きまして、小水力発電事業特別会計補正予算書をお願いします。

令和4年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,802万円とする。

石徹白財産区特別会計補正予算書をお願いします。

令和4年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,467万5,000円とする。

次に、明宝財産区特別会計補正予算書をお願いします。

令和4年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,960万円とする。

下水道事業会計補正予算書をお願いします。1ページでございます。

第1条、令和4年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の資本的収入及び支出の最後段でございますが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部ですが、第1款企業債補助金を合わせまして、資本的収入を6,630万円増額し、合計欄9億3,408万6,000円とします。

3つ飛んでいただきまして、支出の第1款建設改良費の分ですが、資本的支出を7,000万円増額し、合計を16億5,617万3,000円とします。

第3条、企業債でございます。予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的は、建設改良事業の限度額を3,830万円増額し、1億7,730万円とするものでございます。

処理場の改築に係る補助内示に伴う増です。

最後に、病院事業会計の補正予算書をお願いします。1ページでございます。

第1条、令和4年度郡上市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条を飛ばしまして、第3条の収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款は、郡上市市民病院事業収益、補正額は390万円の増、補正後は33億2,123万円でございます。

第2款の国保白鳥病院事業収益は、医業収益と医業外収益の計でございますが、119万6,000円を増額し、12億5,015万6,000円とします。

支出の部でございますが、第1款の郡上市市民病院事業費を390万円増額し、33億2,123万円とします。

第2款は、国保白鳥病院事業費で119万6,000円を増額し、12億5,015万6,000円とします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第20号から議案第29号までの10議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第29号までの10議案は、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第20号から議案第29号までの10議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、2月28日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第20号から議案第29号までの10議案は、2月28日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第30号から議案第50号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程33、議案第30号 令和5年度郡上市一般会計予算についてから、日程53、議案第50号 令和5年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題とします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、令和5年度の当初予算を提案させていただきます。

議案第30号 令和5年度郡上市一般会計予算について、議案第31号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第32号 令和5年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第33号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第34号 令和5年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第35号 令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第36号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第37号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第38号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第39号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計予算について、議案第40号 令和5年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第41号 令和5年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第42号 令和5年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第43号 令和5年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第44号 令和5年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第45号 令和5年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第46号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第47号 令和5年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第48号 令和5年度郡上市水道事業会計予算について、議案第49号 令和5年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第50号 令和5年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

お配りしました資料の令和5年度郡上市当初予算総括表を御覧ください。横判の資料でございます。各会計の予算額を読み上げます。

一般会計が、令和5年度予算でございますが、286億2,300万円。

特別会計は、国民健康保険特別会計が48億2,681万9,000円、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定が3億1,948万9,000円、介護保険特別会計が44億8,008万6,000円、介護サービス事業特別会計が7億4,796万2,000円、駐車場事業特別会計が691万5,000円、宅地開発特別会計は廃止により皆減でございます。青少年育英奨学資金貸付特別会計4,181万7,000円、鉄道経営対策事業基金特別会計56万3,000円、後期高齢者医療特別会計7億1,486万5,000円、小水力発電事業特別会計5,636万7,000円、工業団地事業特別会計6,060万円、大和財産区特別会計1,995万9,000円、白鳥財産区特別会計816万6,000円、牛道財産区特別会計1,161万2,000円、石徹白財産区特別会計3,285万2,000円、高鷲財産区特別会計3,285万3,000円、下川財産区特別会計317万4,000円、明宝財産区特別会計1,800万円、和良財産区特別会計883万8,000円。



一般会計と特別会計の合計が 400 億 1,393 万 7,000 円でございます。

次に、企業会計で、水道事業会計の収益的収支が 12 億 9,356 万 5,000 円、資本的収支は 10 億 5,768 万 9,000 円、下水道事業会計の収益的収支が 23 億 2,736 万 5,000 円、資本的収支は 16 億 5,249 万 4,000 円、病院事業会計の収益的収支 47 億 7,076 万 6,000 円、資本的収支は 6 億 9,871 万円で、全会計の総合計が 518 億 1,452 万 6,000 円でございます。

当初予算につきましては、予算書に加えまして、事業概要説明一覧表などの資料をお配りしておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

また、増減額、率などは総括表に記載のとおりでございますけれども、議会日程に従いまして別途資料を配付させていただき、主な増減理由なども含めまして、各部から事業内容等について説明を行い、御審議を賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第 30 号から議案第 50 号までの 21 議案につきましては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号から議案第 50 号までの 21 議案は、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第 30 号から議案第 50 号までの 21 議案につきましては、会議規則第 44 条第 1 項の規定により、3 月 22 日午後 5 時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第 30 号から議案第 50 号までの 21 議案は、3 月 22 日午後 5 時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 51 号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 54、議案第 51 号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第 51 号をお願いいたします。

辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市には、全部で6つの辺地がございますが、この辺地総合整備計画を策定することで起こすことのできる辺地対策事業債につきましては、充当率が100%で交付税措置が80%という非常に有利な起債となっております。

現行の計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっておりますが、各種施設、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たに施設を加えるような場合には、議会の議決を得た上で総務大臣に提出しなければならないとされています。今回は、6辺地のうち4つの辺地におきまして、議決が必要な変更が生じたので、議案として提出をさせていただきました。

それでは、議案書をおめくりいただきまして、3ページ、4ページをお願いしたいと思います。

最初に、郡上中部辺地における変更後の計画になります。新旧の対比につきましては、後ほど参考資料をもって説明申し上げますので、まずは計画書の概要について申し上げたいと思います。

当辺地は、道路、林道など8つの施設分野における計画となっており、今回、道路、農道、通学バスの3施設において辺地債の予定額を超えることとなりました。

裏面4ページになりますが、表のとおり、当辺地の変更後事業費の合計は26億2,409万円。表の一番下右端になりますが、辺地債の予定額、合計でございますが、20億8,650万円でございます。

次に、7ページ、8ページをお願いします。郡上北部辺地でございますが、こちらは11の施設分野からなる計画となります。裏面8ページのほうを御覧いただきたいと思います。表を御覧ください。道路、林道、農道、通学バス、そして消防施設の5つの施設において、辺地債の予定額を超えることとなりました。

また、表の下から2行目のところでございますが、学校給食施設といたしまして、老朽化した給食配送用自動車の更新を加えております。当辺地の変更後の事業費は、合計で26億257万6,000円、辺地債の予定額は17億9,895万円となりました。

次に、11ページ、12ページを御覧ください。郡上西部辺地でございます。こちらは7つの施設分野からなる計画でございますが、このうち消防施設において、辺地債の予定額を超えることとなったもので、変更後の事業費につきましては、12ページの表でございますが、合計で4億2,998万1,000円、辺地債の予定額は2億7,365万円となりました。

最後に、15 ページ、16 ページでございます。郡上南部辺地でございます。6つの施設分野で構成しておりますが、このうち道路において辺地債の予定額を超えることとなったものでございます。

裏面 16 ページの表の下から2行目のところでございます。老朽化した用水路施設の整備というものを加えております。当辺地の変更後の事業費は合計で12億3,617万7,000円、辺地債の予定額は8億2,410万円となりました。

続きまして、施設ごとの事業費の増減につきまして、議案書の後に添付しております参考資料をもって説明させていただきますので、参考資料を御覧いただきたいと思っております。おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。こちらの横判になります。2ページでございます。

まず、郡上中部辺地に係る整備計画の新旧対照表になります。左側の欄が変更前、右側の欄が変更後で、上段には計画書本文における変更点を、また、その下の整備計画の表には、左から施設名がございまして、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額、そして備考欄には、辺地債の増減を記載しております。

初めに、本文中の変更でございますが、(5)自動車、これは自主運行バスの更新の計画となりますが、こちらについては車両更新計画の見直しによりまして削除をさせていただきました。

以降、辺地債の予定額に変更のあった施設について、変更後の事業費と辺地債の増減について申し上げます。

道路につきましては、市道改良や舗装修繕事業の増加などによりまして、変更後の事業費を20億2,238万7,000円といたしまして、辺地債の予定額を2,820万円増額いたします。

林道につきましては、計画年度の見直しにより、事業費を5,251万2,000円とし、辺地債の予定額を950万円減額いたします。

農道は、事業費の見直しにより2億3,980万9,000円といたしまして、辺地債の予定額を1,860万円増額いたします。

次に、通学バスにつきましては、更新台数の増加によりまして、事業費を8,256万3,000円とし、辺地債の予定額を4,110万円増額いたします。

自動車につきましては、先ほど申し上げたとおり皆減といたしました。

次の3ページ、4ページには、増減のあった事業の明細を記載しておりますので、よろしく願いをいたします。

おめくりを頂きまして、5ページをお願いいたします。郡上北部辺地でございます。こちらにも計画書の本文中に変更がございまして、先ほどと同様の理由によりまして、(6)自動車の記述を削除いたしております。

また、11、学校給食施設といたしまして、老朽化した給食配送用自動車の更新を計画に加えてお

ります。

辺地債の予定額に変更のあった施設につきましては、道路は橋梁整備や道路改良、舗装補修事業の増加等により、変更後の事業費を13億9,278万1,000円とし、辺地債の予定額を5,410万円増額いたします。

林道につきましては、改良事業の増加等によりまして、事業費を6億3,775万9,000円とし、辺地債の予定額を1,990万円増額いたします。

農道は事業量の増加によりまして、事業費を3億1,759万9,000円とし、辺地債の予定額を7,590万円増額いたします。

通学バスにつきましては、更新台数の増加によりまして、事業費を2,481万5,000円とし、辺地債の予定額を790万円増額いたしますし、その下の自動車は皆減といたしました。

用水路につきましては、事業箇所の見直しによりまして、事業費を5,739万4,000円とし、辺地債の予定額を210万円減額しております。

一番下の学校給食施設につきましては、給食配送用自動車の更新の追加によりまして、事業費を915万円、辺地債の予定額を910万円といたします。

次の6ページ、7ページには、増減のあった事業の明細を記しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。郡上西部辺地でございます。

林道につきましては、改良事業の増加等によりまして、事業費を8,373万6,000円と増額いたしますが、財源の見直しにより辺地債の予定額を170万円減額いたします。

自動車につきましては、車両更新計画の見直しによりまして、事業費を70万円に減額し、辺地債の予定額も90万円減額いたします。

消防施設は、事業費の確定によりまして2,654万2,000円とし、辺地債の予定額を195万円増額いたします。

次の9ページには、ただいま説明申し上げました、それぞれの施設の明細を記しております。

最後に、10ページになります。郡上南部辺地でございます。

初めに、本文中の変更でございます。(6)用水路につきましては、老朽化が進む施設の整備を行うものとして新たに計画に追加いたします。

次に、道路については、市道改良事業の追加等によりまして、変更後の事業費を10億710万5,000円とし、辺地債の予定額を1億8,090万円増額いたします。

林道は、計画箇所の見直し等によりまして、事業費を1億4,053万4,000円へ減額いたしまして、辺地債の予定額も1,110万円減額いたします。

一番下の用水路につきましては、新たに1,050万円を計上し、辺地債の予定額は700万円となり

ます。

次の 10 ページ、11 ページには、ただいま説明を申し上げました、それぞれの施設の明細を記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、12 ページ、13 ページには、辺地対策事業に係る箇所図を添付しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

以上で、本議案についての説明を終わらせていただきますが、当議案につきまして議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 51 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 51 号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 52 号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程 55、議案第 52 号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設ほか 2 施設）を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第 52 号を説明させていただきますので、議案第 52 号のほうを御覧いただきたいと思ひます。

議案第 52 号 財産の取得及び処分の変更について。

令和4年9月30日、議案第109号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり金額の変更をしたいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1、財産の取得及び処分の変更金額、変更前1億450万3,900円、変更後、1億307万7,000円、減額、142万6,900円。

2、取得契約の相手方、岐阜市藪田南5丁目14番12号、岐阜県シンクタンク庁舎内一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 平井克昭。

3、処分契約の相手方、郡上市明宝気良1467番地、郡上せせらぎ牧場合同会社代表社員 山田義正。

4、取得及び処分する財産の種類、①繁殖分娩牛舎、②堆肥舎、③ポンプ庫。

5、変更の理由、事務経費、建設利息の確定による減額。

こちらでございますけれども、畜産担い手育成総合整備事業という事業でございます、実際の事業は、一般社団法人岐阜県農畜産公社が建物等、事業実施を行うと。その後、その財産を市が一時的に取得いたしまして、最終的に農家に売却をするという事業形態でございます。

それで、今回におきましては、岐阜県農畜産公社の事業完了によりまして、事業費の確定による金額の変更ということでございます。

それで、議案の後に資料をおつけしておりますけれども、金額のほかには変更がございませんので、こちらでの御説明のほうは省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎報告第1号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程56、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第3号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和 4 年 12 月 26 日でございます。

損害賠償による和解の内容です。令和 4 年 8 月 1 日午後 1 時 40 分頃、美並巡回バスが、美並庁舎から美並健康福祉センターさつき苑を運行する南ルートを走行していたところ、美並町大原地内の駐車場出入口から出てきた相手車両と接触した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は 20%です。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は 8 万 1,400 円です。

おめくりいただきまして、専決第 4 号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和 5 年 1 月 17 日でございます。

損害賠償による和解の内容、令和 4 年 12 月 20 日午後 2 時頃、郡上市白鳥町白鳥地内の商店街歓迎アーチの下において、相手方自動車が信号で停車中、アーチに堆積していた雪が落下し、荷台につけてある幌を損傷した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は 100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は 11 万 9,790 円でございます。

なお、同様事故の再発防止のために、アーチ上に雪が堆積しないように融雪装置——電熱マットでございます——上部全面に設置する対策を実施するよう準備を進めてございます。

次に、専決第 5 号です。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和 5 年 1 月 27 日でございます。

損害賠償による和解の内容。令和 4 年 7 月 28 日午後 5 時頃、郡上市八幡町小野地内において、相手方自転車市道小野区内 25 号線を走行中、市道小野区内 39 号線との交差点上にあつたグレーチングの隙間に自転車の前輪がはまり転倒。前輪ホイールと前輪ブレーキワイヤーを損傷し、左膝に擦過傷を負った。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は 80%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は 4,400 円でございます。

事故後には、隙間を補修し、再発防止の対策を実施済みでございます。

おめくりいただきまして、専決第 6 号です。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和 5 年 2 月 9 日です。

損害賠償による和解の内容。令和 4 年 12 月 26 日午後 3 時 14 分頃、郡上市八幡町地内の国道 156 号線を走行中、郡上大橋北側の尾崎信号付近において、市職員が運転する公用車が、前方で信号待ちをしていた停止中の相手方車両に気づくのが遅れ追突した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は 100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は 46 万 7,778 円でございます。

職員が事故を起こした場合には、所属長による発生原因の聞き取り、あるいは厳重な注意を行い再発防止に努めております。

今後におきましては、順次設置を進めているドライブレコーダーの記録も確認し、さらなる発生原因の追及とともに再発防止に努めていきたいと考えてございます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第 1 号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第 1 号から議報告第 3 号までについて（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 57、議報告第 1 号 諸般の報告について（議員派遣の報告）から、日程 59、議報告第 3 号 諸般の報告について（定期監査の結果）までの 3 件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果、定期監査の結果の報告が議員及び監査委員から別紙写しのおおりに提出されましたので、お目通しを頂き、報告に代えます。

2 月 17 日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のおおりに、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。大変に御苦労さまでございました。



(午後 2時17分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 田中 義久

郡上市議会議員 蓑島 もとみ